

## 令和3年度倉敷観光コンベンションビューロー

### 安心して過ごせる観光地づくり推進事業費補助金交付要綱

#### (目的等)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内の事業者が、感染症対策やビジネスモデル多様化等を行う場合に必要とする経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、安心して過ごせる観光地づくりを一層推進し、もって地域観光産業の回復に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

#### (交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

(1) 公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー会員であること

(2) 次に掲げる要件のいずれかを満たしていること

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」または同法第2条第3項に規定する「簡易宿所営業」の許可を受け、宿泊施設を経営していること

イ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館または観光客向けに文化に関する展示・解説・紹介を行うものとして公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー会長（以下、「会長」という。）が認める施設（以下、「文化観光施設」という。）を経営していること

ウ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による許可を受け、同法第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を経営していること

(3) 補助対象事業を行う施設において「新型コロナウイルス対策取組宣言」を行っている者であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

- (1) 同一の事業に対して、他の団体から別の補助金（岡山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金を除く。）の交付を受ける者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者
- (5) 事業実施に当たって必要な許認可を取得していない等法律その他関係法令に違反している者
- (6) 訴訟や法令遵守上において、事業実施に支障をきたす問題を抱える者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者  
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、市内の宿泊施設、文化観光施設、観光バスまたは待合所等観光客が利用する観光バス関連施設において実施され、令和4年3月15日までに完了する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品購入による検査体制の整備に係るもの
- (2) 観光客受入環境の充実に係るもの
- (3) 感染防止に資するサービスの開発に係るもの
- (4) 衛生対策の可視化及び広報に係るもの
- (5) コロナ禍に対応するビジネスモデル多様化に係るもの  
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費（令和3年2月27日以後に支払ったものに限る。）のうち、消耗品費（新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の承認を得た抗原検査法による簡易キット購入にかかるものに限る。）、設備備品費、外注費（請負又は業務委託に係る経費を含む。）、岡山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金補助対象経費、その他会

長が必要と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費には、人件費、旅費、家賃、光熱水費、通信費、金券等の購入費、車両又は不動産の購入費、保険料、公租公課、補助対象事業以外の事業への転用が容易な機器等の購入費その他の補助金の目的等に照らして適当でないとい会長が認めるものは含まない。

3 仮想通貨（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する仮想通貨をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形（いずれも他人が振り出したものに限る。）で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4（岡山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金補助対象経費については10分の3）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、300万円を限度とする。

2 この要綱による補助金の交付は、1施設につき1回限りとする。ただし、第3条第2号ウに該当する事業者については「1施設」を「1事業者」と読み替えるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書に別に定める書類を添えて、令和4年2月28日までに会長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 会長は、第7条の交付申請書等の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の決定通知書により通知するものとする。

（補助対象事業の内容又は経費の変更）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の総額を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1） 補助対象事業の目的の達成に支障を来すことのない軽微な内容変更であると会長が認める場合

（2） 補助対象経費の総額を減額する場合

2 会長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止（廃止）承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 会長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に別に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 会長は、前条の実績報告書等の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 会長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(財産の処分及び管理)

第15条 補助事業者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、所定の財産処分承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りでない。

2 会長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を補助事業者が処分したことにより、当該補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

3 補助事業者は、補助対象事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに補助金交付の目的に従ってその効果

的運用を図らなければならない。

(協力及び情報の公表)

第16条 補助事業者は、会長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 会長は、補助事業者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、観光産業振興策の実例として公表することができる。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月7日から施行し、令和4年1月1日から適用する。